

常時同時配信・見逃し番組配信サービスの実施にあたって

2020年1月15日

日本放送協会

ことし1月1日に改正放送法が施行され、1月14日に新しい「NHKインターネット活用業務実施基準」の大臣認可があり、これを踏まえて策定した、2019年度と2020年度の具体的なインターネット活用業務の内容を示す「インターネット活用業務実施計画」が、15日に経営委員会で議決されました。これによって、地上放送のテレビ番組を、インターネットを用いて同時に配信する「常時同時配信」と、それらの番組を放送後1週間いつでも見ることが出来る「見逃し番組配信」のサービスの実施が、新たに可能となりました。

NHKは、放送と通信の融合が進み、メディアや視聴者の環境が大きく変化する中であっても、公共放送・公共メディアとしての役割を果たし続けていくためには、常時同時配信と見逃し番組配信のサービスを実施することが不可欠と考え、その実施を求めてきました。新たなサービスの開始は、NHKが、これからも信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を視聴者のみなさまの身近なところで果たし続けていくための、大切な一歩だと考えています。

新たなサービスの名称は、「NHKプラス」としました。

視聴者のみなさまに、このサービスに触れて、活用していただくことで、新しい「プラス」の価値を体験していただきたい。暮らしの中に、公共性の高い情報と接触する機会を「プラス」していただきたい。そうした思いを込めています。受信契約者とそのご家族のみなさまには、追加のご負担をいただくことなく、放送を補完するものとして、「NHKプラス」のサービスを利用していただくことができます。

なぜいま、NHKが「常時同時配信」を行うのか。それは、放送を太い幹としつつ、インターネットも適切に活用して、多様な伝送路で、視聴者・国民の

みなさまに、公共性の高いコンテンツや情報を「いつでも、どこでも」受け取っていただける環境を整え、視聴できる機会を増やすことが、NHKの存在意義にも関わる重要な使命だと考えているからです。とくに、災害など緊急事態が起きた時に、命を守るために必要な情報を、一人ひとりに確実にお届けし、より多くの人の安全・安心に貢献していくためには、放送はもとより、インターネットも通じて日常的に確かな情報を手にしていただく必要があると考えています。

なぜ「見逃し番組配信」のサービスを実施するのか。それは、NHKの豊富なコンテンツを、スマートフォンやタブレットなどを使って、視聴者のみなさまがそれぞれの場所や環境、スタイルで楽しみ、日々の暮らしに役立てていただくという、新たな価値を提供したいと考えているからです。見逃し番組配信のサービスによって、放送から原則、1週間であれば、「いつでも、どこでも、何度でも」、NHKの総合テレビや教育テレビの番組を視聴できるようになります。放送を見逃した時、友達との会話やSNSで話題になった番組をご覧になりたいと思った時に、携帯端末でご覧いただき、日々の暮らしに役立てていただきたいと思います。日頃、なかなかテレビを観ていただけない若い方も含めて、受信料で制作した豊かなコンテンツに触れていただける機会を増やしたいと思っています。

放送、常時同時配信、見逃し番組配信、そして有料配信サービスのNHKオンデマンドなどの各種サービスを互いにうまく補完させて、受信料で制作したコンテンツをこれまで以上に効果的に活用していただけるようになります。

NHKがこうした取り組みを進める背景には、言うまでもなく、インターネットの急速な普及があります。(個人利用率79.8%、総務省「平成30年通信利用動向調査」)さらに、スマートフォンなどの携帯端末も、世代を問わず急速に浸透し、情報を入手するツールとして日々の暮らしに欠かせないものとなっています。(スマートフォンの世帯保有率79.2%、同上)こうした状況を踏まえ、NHKは、公共放送・公共メディアとして、インターネット活用業務による「新しいプラスの価値」を提供することで、視聴者のみなさまに、受信料の価値がより高まったと感じていただけるようにしたいと考えています。

インターネット活用業務に必要な費用については、受信料が、協会の放送を受信できる設備を設置された方に契約をいただいておりますことや、放送を補完するものとして実施することなどを踏まえて、適正な上限のもとで抑制的に管理する必要があると考えます。業務を効率的・効果的に実施するとともに、経理の透明性も確保します。

2020年度は、東京オリンピック・パラリンピックに関する費用を除いて、受信料収入の2.5%の枠内で実施するべく、想定されるすべての業務について聖域なく点検し、これまでのサービスの見直しなども行って実施計画を策定しました。2020年度の費用は、オリンピック・パラリンピックを除くと、170億円、受信料収入の2.4%を見込んでいます。引き続き、費用の抑制的な管理に努めます。

また、インターネット活用業務が膨らまないように、提供する番組やサービスなどを定期的に点検し、必要性や有効性がなくなったものは提供を終了させるルールを設けて、サービスの見直しを励行します。

常時同時配信と見逃し番組配信のサービスをご利用いただくのにあたっては、受信料制度との整合を保つため、受信契約者からの利用申し込みを受けて、受信契約の有無を確認する認証の仕組みを導入します。

事業所契約については、利用者の特定や限定が難しいことから引き続きの検討課題とし、当面、サービスの対象とはしないこととします。

個人情報の取扱いには細心の注意を払います。法令や「NHKインターネットガイドライン」などを順守して適切にサービスを実施します。視聴履歴などのデータは、目的外の利用などは行いません。

改正放送法で努力義務とされた民放との連携として、昨年8月から、民放公式テレビポータル「TVer」を経由した見逃し番組配信を行っています。参加にあたっては、広告が禁止されているNHKの立場をきちんと整理し対応しています。今後も、これまで放送で培ってきた民放との二元体制を堅持し、互いにメリットになる連携を一層深めていくことは、視聴者・国民のみなさまに多様な価値を提供することにつながるものと考えています。

また、同様に努力義務となっている「地方向け放送番組の提供」については、地域で放送した番組をできるだけ多く全国に届けられるよう、見逃し番組配信のサービスを効果的に活用していきます。「多様な地域社会への貢献」は、いまの経営計画での重点方針の柱の一つです。地域の魅力や課題を広く伝えるため、引き続き取り組みを進めます。

インターネット活用業務については毎年度、実施状況をきちんと検証し、必要な改善を実施していきます。市場競争を阻害しないよう、意見・苦情等も受け付けて適切に対応していきます。実施計画の策定や実施状況の評価に関しては、会長の諮問機関として設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」に対し見解を求めるとともに、委員会の議事概要等も公表することにしていきます。

2015年に公表した「NHKビジョン 2015→2020」では、放送を太い幹としつつ、インターネットも積極的に活用して、より多くの人々に、多様な伝送路で公共性の高い情報や番組などのコンテンツを届けていくという考えを示しました。また、いまの3か年経営計画のタイトルは、「大切なことを、より深く、より身近に～“公共メディア”のある暮らし～」です。常時同時配信と見逃し番組配信サービスの開始は、「公共メディア」へのパラダイムシフトに向けた一歩となる出来事だと考えています。ご利用いただく視聴者のみなさまの声を十分聞きながら、より良いサービスとなるよう努めていきます。

放送と通信の融合が一層進み、メディア環境が激しく変化し、映像コンテンツへの接触がますます多様になっていく中で、NHKは、これからも、視聴者・国民のみなさまに必要なだと思っただけのような“公共メディア”の姿をお示しして、「正確、公平・公正な情報で貢献」、「安全で安心な暮らしに貢献」、「質の高い文化の創造」、「地域社会への貢献」、「日本と国際社会の理解促進」、「教育と福祉への貢献」という、6つの「公共的価値」の実現を追求し、放送法で期待されている役割をしっかりと果たしてまいります。

(以上)